

事業者排出量削減計画書（新規・変更）

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	京都府京田辺市大住浜55番12号					
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	パナソニック エレクトロニックデバイス日東株式会社		代表取締役常務 山崎 康正			
事業者の主たる業種	オプトエレクトロニクスを主とする電子部品の製造、販売					
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上／タクシー150台以上／鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））					
計画期間	平成20年 4月 ～ 平成23年 3月					
基本方針	モノづくりのエコアイデアの推進（クリーンファクトリー推進） <small>・モノづくりプロセスの見直し・改善を図り、CO2排出量の削減を図る。 ・モノづくりの向上を図り、省資源、廃棄物の削減、有害化学物質の削減に取り組む。</small>					
推進体制	環境保護推進委員会に省エネルギー部会を設置し、省エネルギーに係る共通課題の抽出と検討を行い省エネルギー活動を推進する。					
	環境マネジメントシステム名称	ISO14001				
	適用範囲	工場全体				
	取得年月日	1998年1月10日				
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容			
	20～21	レンズ成形工程	成形工程のスループット向上			
	20	コンプレッサ	インバータ式コンプレッサに更新			
	21	レンズ成形機	ヒーターの省電力化			
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （19）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （22）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）		
	A 事業所等排出区分	3,824.0 t	5,110.0 t	33.6 %		
	B 輸送車両排出区分	t	t	%		
	C その他排出区分	t	t	%		
	排出合計	*1 3,824.0 t	*2 5,110.0 t	33.6 %		
目標設定の考え方	基準年である平成19年度の生産量及びCO2排出量と平成22年度の実績からCO2排出量を算出し、そこから、CO2排出削減対策を実施した時のCO2量を差引いた値を設定している。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	
	京田辺工場	二酸化炭素換算 生産高	105.634 t-CO2/億円	76.346 t-CO2/億円	-27.7 %	
		二酸化炭素換算			%	
		二酸化炭素換算			%	
原単位の指標及び計画数値設定の考え方	生産高1億円当たりのCO2排出量					
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）				
		取組量等		（二酸化炭素換算）		
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）		t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m ³	（削減量）		t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（発電量）	kwh	（削減量）		t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）		t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）		t
	家庭における温室効果ガス排出量の削減効果分の購入	（購入量）	t	（削減量）		t
削減量等合計			*3	t		
差引排出量 （排出合計－削減等合計）		基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）		
	*1	3,824.0 t	*2-(*3)	5,110.0 t	33.6 %	
地球温暖化対策に資する社会貢献活動						
特記事項	過去の取組み (1) エネルギーの有効利用：圧縮機の低圧化、パッケージエアコン（空冷式ヒートポンプ）の導入 (2) 温室効果ガスを含んだ物質の購入、使用、排出：洗浄剤として使用していたフロンの全廃 (3) 容器、包装、梱包材の使用：通い箱の利用					

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。

3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。

4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、○○工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。

5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達を採用、特定フロンなどの案件指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。